

胎内市で農業を営む農家の皆様へ

「胎内市農業経営収入保険加入促進事業補助金」 のご案内

支援内容

農業者の経営努力だけでは避けられない様々なリスクに備えるための収入保険への加入促進を図ることを目的として、対象期間を責任開始日とする収入保険に、新たに加入する方へ補助金を交付します。

※本事業の補助金については、申告の際に雑収入として処理をお願いします。

収入保険の定義

本事業における収入保険とは、農業経営収入保険事業実施要領（平成30年9月28日付け30経営第1431号農林水産省経営局長通知）に規定する保険事業をいいます。

交付の条件

次に掲げる要件の全てを満たす個人又は法人

- ・市内に住所を有する者（法人にあっては、本店又は主たる事業所を市内に有する者）
 - ・令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間を責任開始日とする収入保険に、新たに加入した者
- ※収入保険に加入する為には、青色申告を実施していることが要件となります
- ・令和7年3月31日までに補助金の交付申請をした者

補助金の額

補助対象経費の2分の1 上限額15万円 ※1円未満の端数は切り捨て
「補助対象経費とは」・・・収入保険の保険料及びそれに係る事務費（積立金を除く額）

※ 申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、補助金の返還を求めます。

申請時期・方法

【申請期限】令和7年3月31日（月曜日）17時まで

【申請方法】郵送又は窓口申請 ※受付後1か月程度での交付を想定していますが、審査の状況により前後する場合がありますので、御了承ください。

必要書類

- ・申請書兼実績報告書兼請求書
- ・収入保険に加入したことを証明できる書類
- ・収入保険の保険料及びそれに係る事務費が判別できる書類
- ・振込先口座通帳の写し（表紙及び口座登録情報等が記載されているページ）

※ 申請書類等は市ホームページを参照のこと <https://www.city.tainai.niigata.jp/sangyo/nogyo/>

【申請先及びお問い合わせ先】

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市農林水産課 農産振興係 ☎ 0254-43-6111（内線1246）